

官報

號外 昭和二十一年九月七日

○第九十回 貴族院議事速記録第三十號

昭和二十一年九月六日(金曜日)午前十一時六分開議

議事日程 第三十號

昭和二十一年九月六日

午前十時開議

勞働關係調整法案(政府提出、衆議院送付) 第二讀會

○議長(公爵德川家正君) 諸般ノ報告ハ御異議ガナケレバ朗讀ヲ省略致シマス

【參照】

昨五日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

商工經濟會議法を廢止する法律案
工業所有權法戰時特例を廢止する法律案

生活保護法案

同日本院ニ於テ採擇スルコトヲ議決シタル北海道紋別郡雄武村ニ漁港設置ノ請願外十二件ノ請願ハ各々意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日食糧緊急措置令(承諾ヲ求ムル件)特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 伯爵黒田 清君
副委員長 男爵稻田 昌植君
同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

勞働關係調整法案

官報號外 昭和二十一年九月七日

貴族院議事速記録第三十號 議長ノ報告

會談 勞働關係調整法案 第一讀會

同日委員長ヨリ請願委員中山壽彦君ヲ第二分科擔當委員ニ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

恩給法の一部を改正する法律案可決報告書

帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手續に關する法律案可決報告書

○議長(公爵德川家正君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、勞働關係調整法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、河合厚生大臣

勞働關係調整法案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年九月五日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 公爵德川家正殿

勞働關係調整法案

勞働關係調整法案

第一章 總則

第一條 この法律は、勞働組合法と相俟つて、勞働關係の公正な調整を圖り、勞働爭議を豫防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的とする。

第二條 勞働關係の當事者は、互に勞働關係を適正化するやうに、勞働協約中に、常に勞働關係の調整を圖るための正規の機關の設置及びその運営に關する事項を定めるやうに、且つ勞働爭議が發生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三條 政府は、勞働關係に關する主張が一致しない場合に、勞働關係の當事者が、これを自主的に調整することに對し助力を與へ、これによつて爭議行為をできるだけ防止することに努めなければならない。

第四條 この法律は、勞働關係の當事者が、直接の協議又は團體交渉によつて、勞働條件その他勞働關係に關する事項を定め、又は勞働關係に關する主張の不一致を調整することを妨げるものでないことと、又、勞働關係の當事者が、かかる努力をする責務を免除するものではない。

第五條 この法律によつて勞働關係の調整をなす場合には、當事者及び勞働委員會その他の關係機關は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な處理を圖らなければならない。

第六條 この法律において勞働爭議とは、勞働關係の當事者間において、勞働關係に關する主張が一致しない、そのために爭議行為が發生してゐる状態又は發生する虞がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他勞働關係の當事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八條 この法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものをいふ。

一 運輸事業
二 郵便、電信又は電話の事業
三 水道、電氣又は瓦斯供給の事業

四 醫療又は公衆衛生の事業
主務大臣は、前項の事業の外、業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

前項の中央勞働委員會の決議においては、使用者を代表する委員、勞働者を代表する委員及び第三者である委員の各々の過半数の同意が必要ではない。

主務大臣は、第二項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラジオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第九條 爭議行為が發生したときは、その當事者は、直ちにその旨を勞働委員會又は行政官廳に届け出なければならない。

第二章 斡旋

第十條 勞働委員會は、斡旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならない。

第十一條 斡旋員候補者は、學識経験を有する者で、この章の規定に基いて勞働爭議の解決につき援助を與へることが出来る者でなければならないが、その勞働委員會の管轄區域内に住んでゐる者でなくとも差し支へない。

第十二條 勞働爭議が發生したときは、勞働委員會の會長は、關係當事者の双方若しくは一方の申請又は職權に基いて、斡旋員名簿に記載されてゐる者の中から、斡旋員を指名しなければならない。但し、勞働委員會の同意を得れば、斡旋員名簿に記載されてゐない者を臨時の斡旋員に委嘱することもできる。

第十三條 斡旋員は、關係當事者間を斡旋し、双方の主張の要點を確め、事件が解決されるやうに努めなければならない。

第十四條 斡旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を勞働委員會に報告しなければならない。

第十五條 斡旋員候補者に關する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の斡旋方法

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

によつて、事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第三章 調停

第十七條 勞働組合法第二十七條第一項第三號の規定による勞働委員會による勞働爭議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條 勞働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、調停を行ふ。

一 關係當事者の双方から、勞働委員會に對して、調停の申請がなされたとき。

二 關係當事者の双方又は一方から、勞働協約の定に基いて、勞働委員會に對して調停の申請がなされたとき。

三 公益事業に關する事件につき、關係當事者の一方から、勞働委員會に對して、調停の申請がなされ、勞働委員會が、調停を行ふ必要があると決議したとき。

四 公益事業に關する事件につき、勞働委員會が職權に基いて、調停を行ふ必要があると決議したとき。

五 公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きい若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官廳から、勞働委員會に對して、調停の請求がなされたとき。

前項の規定によつて地方勞働委員會又は特別勞働委員會の行つた調停が成りなかつたときは、中央勞働委員會は、關係當事者の双方

若しくは一方からの申請又は職權に基いて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央勞働委員會が職權に基いて行ふ調停は、第一項第五號の事件に限る。

第十九條 勞働委員會による勞働爭議の調停は、使用者を代表する委員、勞働者を代表する委員及び第三者である委員から成る調停委員會を設け、これによつて行ふ。

第二十條 調停委員會の、使用者を代表する委員と勞働者を代表する委員とは、同數でなければならぬ。

第二十一條 調停委員會の委員は、勞働委員會の委員の中から、勞働委員會の會長がこれを指名する。

但し、左の場合には勞働委員會の會長は、勞働委員會の委員以外の者を、調停委員會の委員に委嘱することができる。

一 勞働委員會の委員以外の者を、使用者を代表する調停委員會の委員に委嘱することにつき、勞働委員會の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

二 勞働委員會の委員以外の者を、勞働者を代表する調停委員會の委員に委嘱することにつき、勞働委員會の勞働者を代表する委員の同意を得たとき。

三 勞働委員會の委員以外の者を、第三者である調停委員會の委員に委嘱することにつき、勞働委員會の使用者を代表する委員及び勞働者を代表する委員の各々の過半数の同意を得たとき。

前項但書の規定によつて委嘱された委員は、これを法令によつて公務に従事する職員とみなす。

第二十二條 調停委員會に、委員長を置く。委員長は、調停委員會で、第三者である委員の中から、これを選挙する。

第二十三條 調停委員會は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。

調停委員會は、使用者を代表する委員及び勞働者を代表する委員が出席しなければ、會議を開くことはできない。

第二十四條 調停委員會は、期日を定めて、關係當事者の出席を求め、その意見を徴さなければならぬ。

第二十五條 調停をなす場合には、調停委員會は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條 調停委員會は、調停案を作成して、これを關係當事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができ、新聞又はラヂオによる協力を請求することができる。

第二十七條 公益事業に關する事件の調停については、特に迅速に處理するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八條 この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁

第二十九條 勞働組合法第二十七條第一項第三號の規定による勞働委員會による勞働爭議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十條 勞働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、仲裁を行ふ。

一 關係當事者の双方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

二 勞働協約に、勞働委員會による仲裁の申請をなさなければならぬ旨の定がある場合に、その定に基いて、關係當事者の双方又は一方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條 勞働委員會による勞働爭議の仲裁は、特別の委員會を設けることなくこれを行ふ。但し、事件の事實調査のため、小委員會を設けることは差し支へない。

委員會は、勞働委員會の請求があつたときは、これに對し、仲裁裁定案を提出しなければならない。

第三十二條 仲裁をなす場合には、勞働委員會は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には效力發生の期日も記さなければならない。

第三十四條 仲裁裁定は、勞働協約と同一の效力を有する。

第三十五條 この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第五章 爭議行為の制限禁止

第三十六條 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廢し、又はこれを妨げる行為は、爭議行為としてでもこれをなすことはできない。

第三十七條 公益事業に關し、關係當事者が爭議行為をなすには、第十八條第一項第一號乃至第三號の規定によつて調停の申請をなしその申請をなした日又は同項第四號の決議若しくは同項第五號の請求がなされた日から、三十日を経過した後でなければならない。但し、爭議行為の發生中にその事業が第十八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてもその爭議行為については、この限りでない。

第三十八條 警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者その他國又は公共團體の現業以外の行政又は司法の事務に従事する官吏その他の者は、爭議行為をなすことはできない。

第三十九條 前二條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその團體、勞働者の團體又はその他の若しくはその團體は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない團體であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

一個の爭議行為に關し科する罰金の總額は、一萬圓を超えることはできない。

法人、法人でない使用者又は労働者の組合、爭議團等の團體であつて解散したもの、第一項の規定を適用するについては、その團體は、なほ存続するものとみなす。

第四十條 使用者は、この法律による労働爭議の調整をなす場合において労働者がなした發言又は労働者が爭議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し、労働委員會の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條 前條の規定の違反があつた場合においては、その行為をなした者は、これを六箇月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 第三十九條及び前條の罪は、労働委員會の請求を待つてこれを論ずる。

第四十三條 調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に對しては、調停委員會の委員長又は労働委員會の會長は、これに退場を命ずることができ

第六章 費用弁償

第四十四條 労働委員會の委員、第十二條の幹旋員及び第二十一條第一項但書の調停委員會の委員並びに労働委員會による労働爭議の調停又は仲裁のため出頭を求められ

た者は、勅令の定めるところにより、費用の弁償を受ける。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

労働爭議調停法は、これを廢止する。

労働組合法の一部を次のやうに改正する。

労働組合法第十一條第一項を次のやうに改める。

使用者ハ労働者が労働組合ノ組合員ナルコト、労働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ労働組合ノ正當ナル行為ヲ爲シタルコトノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

〔國務大臣河合良成君登壇〕

○國務大臣(河合良成君) 只今議題トナリマシタ労働關係調整法案ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス、先ヅ理由第一ヲ申上ゲマス、是ハ労働爭議ノ調停ト云フ點デアリマス、我が國再建ノ上ニ於キマシテ労働者ノ占ムル意義ハ極メテ重且大ナルモノガアリマス、併シナガラ労働者ニ對シテ斯カル重大ナル責務ノ完遂ヲ期待致シマス、爲ニハ、ドウシテ民主主義機構ノ下ニ是等労働者ノ團結ヲ保障致シマシテ、其ノ地位ノ向上ヲ促進致シマシテ、我々ノ腕ニ依ツテ國家ヲ再建スルノダト云フ労働者ノ内發的自覺ヲ促サネバナラスノデアリマス、此ノ自覺ガナクテハ眞ニ盛上ル労働意欲ト云フモノハ出テ來ナイノデアリマス、前内閣ニ於テ労働組合法ヲ制定致シマス、現内閣ニ於テ労働組合ノ健全ナル發達ヲ促進シツ、アル所以モ亦實ニ茲ニ存スルノデアリ

マス、故ニ労働組合法ノ究極ノ目的トスル處ハ、闘争デナクシテ平和デナクテハナラス、破壊デナクシテ建設デナクテハナラスノデアリマス、最近ニ我が國ニ於キマシテ、労働爭議ガ頻々トシテ起ルコトハ誠ニ悲シムベキコトデアリマス、言フ迄モナク終戦後ノ我が國ノ狀態ハ謂ハバ經濟的斷層ニ打ツカツテ居ルノデアリマシテ、或ハ食糧面ニ、或ハ生活面ニ、或ハ通貨物價面ニ、或ハ失業面ニ各種ノ不安ト激動トガ續發致シマシテ、爲ニ労働者ガ收入ノ不足ト生活ノ脅威トニ苦シム事實ハ誠ニ同情ヲ致サネバナラス、此ノ面ニ沿ヒタル労働運動ノ活潑化モ當然ノコトト言ハネバナラスノデアリマス、又他面經營者ニ於キマシテモ、生産ニ對スル惡條件ニ悩マレ、採算不能ニ陥リ、生産ニ熱意ヲ有セザル如キモノスラ見ルニ至ツタハ甚ダ悲シムベキコトデアリマス、併シ今日ハ斯ウ云フ現狀ニ満足スベキ時期デハアリマセズ、何トシテモ斯ウ云フ事態ヲ乗り越エテ國民一人々々ガ國民生活ノ安定及ビ國家再建ノ爲ニ働キ抜クト云フコトニシナケレバナリマセズ、勿論今日ノ労働爭議ハ或程度迄起ルベキ理由ガアツテ起キテ居ルコトハ否ムベカラザル事實デアリマス、是ハ國家ノ現狀カラ見テ有ラユル方法ヲ以テ最善ヲ盡シ、能フ限リ其ノ發生ヲ未然ニ防止シナクチャラス、又萬一發生致シマシタ場合ニ於テモ、迅速ニ之ヲ解決シナクテハナラスノデアリマシテ、斯ウ云フ實際ノ上ノ根據ニ基キマシテ政府ニ於テモ此ノ方針ノ下ニ新タニ法律ヲ制定スル必要ガアルノデアリマス、此ノ點ハ昨年十二月労働組合法制定ノ際ニモ豫見セラレタ所デアリマス、之ガ本法ヲ提出

シタ最も重要ナル理由デアリマス、併シ一面労働爭議ハ好マシクナイトハ言ヒナガラ、決シテ權力ヲ以テ之ヲ彈壓シテ事ヲ處理スベキ性質ノモノデハアリマセズ、先ヅ當事者ガ有ラユル合理的ナル條件ヲお互ニ討究致シマシテ、相手方ノ立場ト事情ヲ出來ルダケ誠意ヲ以テ考ヘマシテ、ドウシテモ主張ノ一致セザル點ニ付テハ事ノ性質ニ從ヒマシテ、或ハ互譲シ、或ハ公平ナル第三者ノ意見ヲ聽キ、輿論ニ省ミ、問題ノ圓滿ナル解決ニ努力スベキデアリマス、仍テ本法案ニ於テハ、當ニ爭議當事者ガ、自主的ニ豫防解決ニ當ルベキコトヲ原則トシ、之ニ配スルニ公正ナル斡旋調停又ハ仲裁等ノ助力ヲ與ヘルコトヲ目標トシマシテ、法案ガ組立テラレテ居ルノデアリマス、第二ノ理由トシテ申述ベタイノハ、労働爭議ト公益トノ關係デアリマス、労働者ノ團結權及ビ團體交渉權ハ常ニ公共ノ福祉ノ爲ニ利用セラレ、是ト調停ヲ保ツテ行カネバナラスノデアリマス、此ノ趣旨ハ憲法改正案ニモ特ニ謳ツテ居ル點デアリマス、特ニ國家ノ事務ハドウシテモ都合好ク遂行セラレネバナラスノデアリマス、國民生活ノ脅威ト云フモノハドウシテモ除カレネバナラスノデアリマス、本法案ニ於キマシテハ其ノ趣旨ニ則リマシテ、一方現業員以外ノ官吏等ノ爭議ノ行為ヲ禁止致シマス、ト共ニ、他方運輸、水道、電氣、瓦斯、醫藥、衛生等ノ最小限度ニ於ケル公益事業ニ對シテは依ツテハ當事者ノ申請ナクシテ調停ヲ爲シ得ル途ヲ拓イタノデアリマス、是ハ國家ト致シマシテ一般國民ノ公益擁護ニ當然ノ措置デアルト思ヒマス、以上ハ本法案提案ノ

大體ノ理由デアリマス、勿論本法案ソレ自體ハ労働爭議ノ豫防及ビ解決ニ關スル技術的法制ニ過ギマセマカラ、問題ノ根本的解決ヲ爲シ、先ヅ労働基準法ヲ用意シナクチャナラスノデアリマシテ、是ハ次期ノ議會ニ提案スル積リデアリマス、又是ト並行致シマシテ各般ノ實體的措置、例ヘバ食糧問題、「インフレ」問題等ノ解決、失業對策、生活保護問題等ノ解決ガ必要デアルコトハ申ス迄モナイ所デアリマス、殊ニ現ニ多クノ場合ノ爭議ノ原因トナツテ居リマスル所ノ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付テモ出來ルダケ適當ナル措置ヲ採ルベキデアリ、政府ハ是等ノ點ニ付テモ出來ル限リノ努力ヲ傾注シテ居ル次第デアリマス、以上提案ノ理由ヲ申述ベタ次第デアリマスガ、何卒御審議ノ上御贊成アラムコトヲ希望致ス次第デアリマス

○議長(公爵徳川家正君) 質疑ノ通告ガゴサイマス、牧野英一君

〔牧野英一君登壇〕

○牧野英一君 労働法ハ民法カラ分レテ出タ法律デアリマス、併シナガラ民法カラ分レテ出デツ、オ隣リノ民法ト結付キマシタノデ、或意味ニ於テハ民法ノ鬼子デアリ、叛逆兒デアルト言ハレテ居ル所ノ法律デアリマス、又他ノ意味ニ於テハ是ハ民法ノ寧ろ兒デアリ、秀才デアルトモ言ヒ得ラレル所ノ法律デアラウト思ヒマス、労働法ノ今後ノ發達ガ、民法ヲ初メ全法律ニ互ツテノ仕組ミ、精神組織、ソレヲ新タニスル譯デアラウト思ヒマス、サウ云フ意味ニ於テ私共ハ此ノ労働關係調整法案ニ付テハ特別ノ關心ヲ持ツテ居ル次第デゴザイマス、聊カ所見ヲ申上ゲツ、政府ノ御心持ヲ伺ツテ見タ

イト思ヒマス、抑、勞働法ハ三ツノ部
分ヨリ成立スルモノト云フコトガ出來
ルデアリマセウ、勞働法ノ三部曲ト云
フノ第一ハ勞働組合法デアリマス、
第二ハ勞働調整法デアリマス、サウ
シテ第三ハ勞働基準法デアリマス、第
一ノモノハ既ニ法律ニナリマシタ、第
二ノモノガ今御議論ニ上ツテ居リ、サ
ウシテ來ルベキ近イ機會ニ於テ第三
モノガ審議セラルベキコトニナツテ居
リマス、此ノ三ツノモノハ車ノ兩輪ト
申シマス、實ハ勞働法ノ三輪車ノソ
レゾレノ輪ヲ成スモノデアリマシテ、
其ノ一ヲ缺イテハ意味ヲナサナイモノ
ト存ジマス、併シナガラ物ニハ自ラ發
達ノ順序ガアリマシテ、總テノモノガ
同一ノ時ニ揃ツテ形ヲ整ヘルト云フコ
トハ困難ナ事情ガゴザイマセウ、自
事物ノ進化發展ノ順序ニ從ツテ立法ノ
完成ヲ見ル譯ニナリマス、サウ云フ次
第カラ致シマシテ、先ツ勞働組合法ガ
制定サレマシテ團體交渉權ガ認めラ
ルコトニナリマシタ、今日諸國ニ於キ
マシテモ勞働條件ト云フモノハ、何ト
モ政府ノ方カラ適當ナ基準ヲ示スト云
フコトニ困難ヲ感ジテ居リマス、ノデ、
當事者ノ既引ニ依ツテ決メルヨリ、致
シ方ナシ、斯ウ云フコトニナツテ居ル
ノデアリマス、是ハ十九世紀ノ法律生
活ニ於ケル自由競争ノ原理ノ適用ニ外
ナラナイモノデゴザイマスガ、併シナ
ガラ十九世紀ノ法律ノ儘デハ其ノ自由
競争ガ公正ニ行カナイデアリマス、
ソレデ十九世紀ノ終リカラ二十世紀ノ
今日ニカケテ、自由競争ヲ其ノ點ニ於
テ公正ナラシメルガ爲ニ即チ「フェア
プレイ」ノ原則ヲ明カニスル爲ニ
團體交渉權ガ認めラレルコトニナリ
マシタ、斯様ナ意味ニ於テ國家ハ最早十

九世紀迄ノ放任主義「レッセフェアー」
ノ主義カラ一歩出テ、自由競争ニ對シ
積極的ナ働きヲ始めルコトニナツタノ
デアリマス、併シナガラ矢張り團體
交渉權ヲ認めテ、事ヲ當事者間ノ解
決ニ委ネテ居ル限リニ於テハ、矢張り
傳統的ナ放任主義ヲ出デナイモノデア
リ、他ノ言葉ヲ以テ言ヘバ「國家ノ無
策、無政策ナルコトヲ暴露シタ、自白
シタモノニナルト云フ譯ニナルデア
リマス、併シナガラ現ニ制定セラレマ
シタ勞働組合法ハ單ニ團體交渉權ヲ認
メテ、自由ニ爭議ヲシロト云フテ居ル
法律デハゴザイマセウ、ソレハ其ノ爭
議ガ常ニ正當デナケレバナラス、正當
ノ方法ニ依ラネバナラスト云フ正當ト
云フ言葉ヲ二度迄モ使ツテ居ルデア
リマス、總テノコトハ正當ト認めラレ
ル枠ノ中ニ於テノミ認めラレルコトニ
ナツテ居ルデアリマスガ、然ラ
バ其ノ正當ト云フノハ何人ガドウ云フ
標準ニ依ツテ之ヲ判斷スルコトニガ
リマセウカ、即チ昨今ハ生産管理ト云
フヤウナコトガ問題ニナリマシタガ、或
ハソレヲ正當トシ、或ハソレヲ不當ト
シ、色々ノ議論ガアリマス、然ラ
バ今日ノ我々ノ國家組織ニ於テ、最後
ノ決定ハ誰ガスルノデゴザイマセウ
カ、御互ニ其ノ當事者ガ爭フデケハ
事柄ハ落著ク譯デハゴザイマセウ、即
チ自由競争ト云フモノハ、最後ニ於テハ
裁判所ガ獨立ノ見解ニ依ツテ決定ス
ルコトニ立至ラナイ殘念ナ狀況ニナツ
テ居ルデアリマス、斯クノ如クニシ
テ、此ノ「ストライキ」權其ノ他爭議
ノ正當性ト云フモノヲ明カニ致シマス
爲ニハ、何カ別ナ工夫ヲシナケレバ
ラスコトニナツテ參リマス、ソレガ調
停法ノ成立デアリマス、獨リ勞働問題
ニ關スルコトバカリデハゴザイマセ

任セルト云フコト迄ニ事柄ガ整ツテ居
マセウ、法律ノ正面カラ申シマスレバ
裁判官ガ裁判ノ形デ正當ト云フコトノ
如何ナルモノカ明カニスルコトニナ
ツテ居リマス、遺憾ナガラ裁判所
ニ事ヲ持チ出ス前ニ、事柄ノ解決ノ方
法ガ行政的手續ニ依ツテ事實上至メラ
レテ居ルト云フ事實ガ刑事統計ニ依
ツテ示サレテ居ルデアリマス、私ハ
大正ノ後期以來、即チ前ノ世界戰爭後
ノ我が國ノ狀況ニ付テ、「ストライキ」
權ト云フコトヲ主張致シマシタ、法律
ノ範圍内ニ於テ「ストライキ」權ト云
フコトヲ論じ始めタノハ、或ハ私デナ
カッタノデハナカラウカト思ヒマス
ガ、其ノ「ストライキ」ガ如何ナル程度
ニ於テ權利トシテ認めラレルベキカト
云フコトハ、裁判所ノ判定ヲ俟ツテ明
ニセラレネバナラナカッタノミモ拘
ラズ、其ノ判例ハ「ツモナイン」デア
リマス、サウシテ「ストライキ」ガドウ
コトニ依ツテ處置サレテ居ルカド申
マスルコト云フ、公務執行妨害罪ト云
フ形デ統計ニ上ルデアリマス、「ス
トライキ」ニ對シテ警察官モ或方法ヲ
講ズル、ソレニ對シテ反抗シマスル所
カラ、ソレガ公務執行妨害ト云フ形デ
刑事統計ニ現レテ、昨年ハ何件アツ
タ、斯ウ云フ報告ニナリマス、ノデ、
事柄ノ實態ガ、不幸ニモ裁判所ニ依
ツテハ眞直ニ正面カラ解決サレルト云
フコトニ立至ラナイ殘念ナ狀況ニナツ
テ居ルデアリマス、斯クノ如クニシ
テ、此ノ「ストライキ」權其ノ他爭議
ノ正當性ト云フモノヲ明カニ致シマス
爲ニハ、何カ別ナ工夫ヲシナケレバ
ラスコトニナツテ參リマス、ソレガ調
停法ノ成立デアリマス、獨リ勞働問題
ニ關スルコトバカリデハゴザイマセ

ヌ、大正ノ後半期カラ始ツタ所ノ深刻
ナル我が國ノ社會問題ハ、從來ノ民
法、刑法ニ依ツテハ解決スルコトノ出
來ナイコトガ多イデアリマシテ、從
ツテ都市社會問題タル借地借家問題
於テ、又農村社會問題タル小作問題
於テ、總テノ解決ヲ調停ニ委ネルト云
フコトニナツテ、調停法ト云フモノガ
發達致シマシタ、サウ云フ譯カラ致
シマシテ、總テ社會問題ニ於ケル爭ノ正
常性如何ト云フコトヲ發見致シマス
ル、一方ニ於テハ自由競争ニ依ツテ
デハナク、既引ニ依ツテデハナク、又
方ニ於テハ單純ナル法律問題トシテ裁
判所ニ依ツテデハナク、ソコニ第三者
ノ仲介ニ依リ健全ナル社會ノ通念ヲ基
準トシテ事ヲ明カニシヨウト云フコト
ニナツタノデアリマス、勞働爭議調停
法ト云フモノガ其ノ一ツノ現レデ、大
正ノ末年ニ成立致シマシタガ、ソレニ
一歩ヲ進メテ、此ノ度ノ勞働關係調整
法案ト云フモノガ考察セラレルコトニ
ナツタ譯デアリマス、斯様ニ今日迄大
體ニ於テ勞働爭議ノコトハ當事者間ノ
解決ニ任セテ、既引ニ依ツテ結末ヲツ
ケルベキモノトサレテ居ルデアリ
マス、國家ト云フモノガ難ソレハ
眺メテ居ルデケデ、果シテ國家ノ任務
ガ足リルモノデゴザイマセウカ、私ハ
憲法改正案ノ上程セラレマシタ時ニ、
政府ニ對シテ質問ヲ致シマシタ、其ノ
趣旨ハ、今日稍、言ヒ換ヘ見マス
ト云フコトヲ特別ノ問題トシテ考ヘテ
居リマス、此ノ國體ト云フコトニ
ハ、是ハ「平タタ」暫ク法律上ノ文字ノ使
ヒ方カラ離レマシテ、我々ノ常識的ナ
國ノ姿ト云フヤウナ意味ニ理解シテ見
マス、二ツノ意味ヲ考ヘルコトガ出

來マセウ、第一ハ傳統の「我々ノ國民
の信念」間ニ成立シテ居ル所ノ國體、
之ヲ憲法ノ改正案ニ關聯シテ如何ニ考
ヘ直シテ行クカト云フコトデゴザイマ
ス、是ハ縱ノ國體ノ問題ト申シマセ
ウ、或ハ國體ノ我が國ニ於ケル特異性
ノ問題、「スベシアリテイ」ノ問題ト云
フコトニナリマセウ、併シナガラ國
ノ姿ト云フモノニハ、更ニ十九世紀ノ國
ノ姿ト、二十世紀ノ國ノ姿ガアリマ
ス、此ノ國ノ姿ノ變リ方ハ我が國ノ特
異性ノ問題デハナクシテ、世界共通ノ
普遍性ノ問題デアリマス、斯ウ云フ意
味カラ今日ノ憲法ハ獨リ基本的人權ヲ
消極的ニ規定スルバカリデハナク、積
極的ニ規定スルセバナラス、國家ガド
ウ云フ方法ニ依リ、ドウ云フ立場ニ於
テ國民ノ日常生活ニ積極的ニ働きカケ
ルカ、他ノ言葉ヲ以テ言ヘバ、憲法ノ上
ニ民法刑法ノ原則ガモツト鮮カニセラ
レネバナラヌ譯デアリマセウ、斯ウ云
フ風ニ政府ノ御伺ヲ申出デ譯デアリ
マス、國家ハ自由競争ノ公正ヲ保全スル
コト云フ智慧ト勇氣トガナケレバナ
リマセウ、サウ云フ點カラ申シマシ
テ、大正ノ後半期以來、サウシテ昭和
ニ於テ調停主義ト云フモノガ段々ニ發
達シマシタコトハ、國家ニ於テノ一ツ
ノ努力ト考ヘルコトハ出來マス、
於テ無策タルヲ免レナイト云フ譯ヲモ
免レナイ次第デアラウカト思フノデア
リマス、サウ云フ譯デ今後ノ國家ハ更
ニ一歩ヲ進メテ、勞働基準法ト云フ
モノヲ明カニセラレバナリマセウ、勞
働組合法ニ依ツテ先ツ當事者ヲ爭ハセ

マス、争フノハ何處迄モ十九世紀的デ
アリマス、ソレヲ争フニハ、争フノデ
アルガ、チヨツト待ツテ貰ヒタイ、調
停ニ事柄ヲ任シテ貰ヒタイ云フノガ
第二段、是ハ二十世紀ノ初リノ現象デ
アリマス、今二十世紀モ半バヲ終ラ
トスル今日、是カラノ新ラシイ日本國
ヲ再建セヨウト云フ我々ニ於テハ、
最モ積極的ノ國家理念ヲ明カニシナケ
レバナラス譯デ、是ガ速カラズ政府ノ
提出セラルベキ勞働基準法ニ明カニセ
ラレル譯ノモノデアラウト思ヒマス、
斯様ナ次第カラ致シマシテ、憲法改正
案ノコトニ聊カ論及スルコトノ御許
仰ギタイト思ヒマス、改正案ノ修正第
二十七條ノ第一項ニ、「勤勞ノ權利を
有シ、義務を負フ。」ト云フコトガ書
テアルノデアリマス、之ニ付テ厚生大
臣ニ伺フ申出タノデアリマスガ、不幸
ニシテ此ノ權利及ビ義務ト云フ文字
ニ依ツテ表サレテ居ル事柄ノ私ノ解
釋ト、厚生大臣ノ御答ニナツタコト
ノ間ニハ多少ノ距離ガアルノデアリマ
ス、厚生大臣ノ御話デハ勤勞ノ權利ト
云フノハ勤勞ヲ爲スノ自由ト云フコト
ヲ意味スルノデアリ、サウシテ政府原
案ニ於テハ其ノ權利ト云フテ權利シカ
規定セラレナカツタノデゴザイマスル
ガ、衆議院ノ修正ニ於テ更ニ義務ヲ負
フト云フコトガ附ケ加ヘラレマシタ、
其ノ義務ト云フコトハマア輕イ意味
ト、私ハ厚生大臣ノ御答ノ言葉其ノ儘
ニハ記憶ハ致シテ居リマセウガ、當時私
ノ受ケマシタ所ノ印象ハ極ク輕イ意味
ニ御答ニナツタト考ヘテ居リマス、併
シナガラ私ハ勤勞ノ權利ト云フコトハ
我々ノ學問上ト用ヒテ居ル所ノ勞働權ト
云フ意味、國家ノ積極的ノ責務ヲ包含
スル意味ニ理解致シタイノデアリ、從

ツテ又勤勞者ノ義務ト云フモノハ生易
シイモノデハナイト云フコトヲ、私ハ
考ヘテ居ルト云フコトヲ、當時申上
テ置イタ次第デアリマス、勤勞者ハ
我が國ノ全産業ノ爲ニ、更ニ言葉ヲ用
ヒマスレバ、全産業ソレ自體ノ爲ニ勤
勞ノ義務ヲ負フト云フコトノ意味ノモ
ノデアルト斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘテ居
リマス、今、全産業ノ再建ノ爲ニハ
勤勞者ハ獨リ其ノ權利ヲ主張スルバカ
リデハナイ、殊ニ自由權ヲ主張スルバ
カリデハナイ、ドシナ重イ義務ヲ負ハ
サレルカモ知レナイト云フコトヲ覺悟シ
テ貰ハバ、ナラナイ、固ヨリ此ノ勤勞者ノ
義務ト云フモノハ民主的方法ニ依リ國
會ニ依リ、法律ニ依ツテ決メラレルモノ
ニハ違ヒゴザリマセウケドモ、併シナ
ガラ憲法ガ各種ノ自由權ニ付テ法律ヲ
拘束シテ居リマス、其ノ法律ヲ拘束シ
テ居リマスノト違ツテ、此ノ點ニ於テ
立憲權ハ非常ニ廣イモノニナツテ居
リマス、適當ノ勤勞者ノ義務ト云フモ
ノヲ規定スルニ付テハ殆ド何等ノ制限
ヲモ認メナイト迄言ツテ宜イノデゴザ
リマセウ、固ヨリ政府原案十條ノ、基
本的人權ヲ尊重スルコト云フ原則ヲ殺
譯ニハ行キマセウケドモ、併シナガ
ラ其ノ義務ノ内容ヲ、假ニ場合ヲ假定
シテ考ヘマシテモ、色々ナコトガアリ
得ルコトト私ハ考ヘテ居ルノデアリマ
ス、企業ソレ自體、産業ソレ自體ト云
フコトヲ申シマシタガ、産業ソレ自體
ト云フ言葉ヲ此ノ憲法改正案ニ對スル
質疑ニ於テハ、企業ソレ自體ノ原則ト
云フ言葉ニ申上ゲテ、企業ト云フモノ
ハ企業所有ノ關係カラ企業經營ノ關係
ニ段、進メテ考ヘバナラヌノデ、企
業ト云フモノノ國家的、社會的ニ進メテ
行クニ付テハ、企業所有ノ關係ノ方ニ

餘程遠慮シテ貰ハナケレバナラスコト
ガアルニ違ヒナイ、之ヲ商法ノ規定ニ
付テ申シマスレバ、現在ノ會社法ガ株
主總會ヲ最高機關トシテ居ル仕組ハ餘
程根本的ニ改メテ戴カネバナラス、此
ノコトハ國內ノ問題ダケニ付テモサ
ウデアリマスルガ、今我々ノ國ニ保有
サレテ居ル資本關係ガドウ云フ運命ニ
迫ラレツ、アルデアラウカト云フコト
ハ皆様ノ御承知ノ通りデアリマス、斯
様ナ時ニ當ツテ、我々ハ其ノ一種ノ外
交政策ノ關係カラ出來ルダケ獨立スル
ト云フコトヲ考ヘ、我が國ノ産業ヲ我
ガ國ノ産業トシテ保持シ、發展セシメ
ルニ付テハ、企業所有ノ關係カラ企業
經營ノ關係ヲ獨立セシメルト云フ必要
ガアリマセウ、固ヨリ事ハ商法トカ、
或ハ民法トカト云フ細末ノコトデ解決
ノ出來ルモノデハゴザリマセウガ、
併シ會社法ノ根本精神ニ關スル所ノ改
正モ亦自ラ其ノ大キナ問題ニ付テ若干
ノ御手傳ヲスルコトガ出來ル筈ノモノ
ト心掛ケテ居リマス、サウ云フ所カラ
企業ソレ自體ト云フコトヲ考ヘマスル
ト、所謂資本階級ハ企業ソレ自體ノ爲
ニ自己ノ所有權ニ付テ餘程遠慮シテ戴
カネバナラス、政府原案ノ十一條ニ依
ル所ノ公共ノ福祉ノ爲ニ常ニ權利ト云
フモノハ行使サレバナラス、此ノ原則
ガ何處迄擴ゲラレテ參リマスルカ、ソ
コニ一ツノ微妙ナル意味ガ取取ラレル
譯ニナルノデゴザリマスルガ、ソレト
同時ニ、私ハ財產權ニ關スル規定ニ於
テ、矢張り政府原案ノ十一條トハ離
レ、財產權トアリマスガ、特別ニ財產
權ハ義務ヲ伴フノ原則ヲモツト明カニ
シテ戴キタイト云フコトヲ司法大臣ニ
伺フ立テ、此ノ點ニ付テハ不幸ニシテ
司法大臣カラハ私ニマダ得心ノ出來ナ

イ程度ノ御答シカ受ケルコトガ出來ナ
イコトニナツテ居リマス、其ノ細カイ
コトハ免ニ角ト致シマシテ、企業ソレ
自體、或ハ産業ソレ自體ノ原則ト云フ
モノハ、獨リ會社法ノ改正ニ止リマセ
ウノデ、勞働法ノ範圍ニ於テモ、所謂
資本階級ノ方カラハ産業ソレ自體ノ爲
ニ餘程多大ノ讓歩ヲ願ハネバナラスコ
ト、ニナルノデアリマスルガ、ソレト同
時ニ勤勞階級ニ向ツテモ多大ノ讓歩ヲ
求メバナラヌ譯デアリマス、勤勞階
級ニ向ツテ企業ソレ自體ノ爲ニ求メル
所ノ要求ガ新ダニ勤勞ノ義務トシテ規
定セラレタモノ、斯ウ云フ風ニ私ハ解釋
ヲ致シタイ、勤勞階級ハ、勤勞ハ自由デ
アルカラ自由ナル程度ニ於テ義務ヲ果
ト云フダケニ止ツテハイケマス、
オ互ニ此ノ日本國ノ再建ノ爲ニハ我
ノ出來ス所ヲ我慢シテ働イテ貰ハネバ
ナラスト、斯ウ云フコトニマダノナ
ルノデアツテ、所謂今日迄勞働法デ、
勞働法上ノ原則トシテ國際聯盟ヲ始メ
諸國ノ法規ニ於テ、ソレハ、ノ條約
法規ニ現レテ居ル所ノ程度ヲ超エ、我
我ハモツト齒ヲ喰ヒ縛ツテ、上ノ人モ
下ノ人モオ互ニ働カネバナラス時ニナ
ツテ居ルノデアリナカト察スルノデア
リマス、サウ云フ所カラ勞働基準法ニ
於キマシテモドレダケノコトガ規定セ
ラレルモノデゴザリマセウカ、此ノ生
存權ノ規定ニ對シテ衆議院ガ新タニ修
正ヲ致シマシテ、勞働者ニ對シテハ最
低限度ノ生活ヲ保障スルコト云フ意味
此ノ文字ノ用ヒ方ニ付テハ尙一ツ各位
ノ御考慮ヲ煩シタイノデアツテ、私
カラ申シマスルト少シ如何カと思ハレ
ルヤウナ用語例ニナツテ居リマスル
ガ、何レニ致シマシテモ、趣旨ハ最低
限度ノ生活ヲ保障セバナラヌト云フ

譯ニナルノデアリマス、ソレデ勤勞階
級ニ於テモ其ノ勤勞ノ權利トシテハ獨
リ勤勞ノ自由ヲ主張スルバカリデナ
ス、勤勞者アルニ付テ生計權ヲ主張
スル權利ガアル、斯ウ云フ風ニ私ハ解
釋ヲシテ行キタイノデアリ、改正案ハ
憲法上矢張り或程度ニ於テソレヲ認メ
テ居ルモノト考ヘルノデゴザイマス
ガ、併シソレハ固ヨリ最低限度ノモノ
デアルト云フコトヲ考ヘバナリマセ
ス、産業ソレ自體ノ原則ニ對スル勤勞
階級ノ義務責任ト云フモノヲ考ヘマス
ルト、權利トシテ要求セラレルモノハ
最低限度ノモノデアリ、ソレ以上ノモ
ノニナルト云フコト改正案ノ十一條デ
ザイマスガ、修正案ノ十二條、ソレ以
上ノコトハ國民ノ不斷ノ努力ニ依ツテ權
利ヲ主張シテ行カネバナリマセウ、國
家ヲ頼ツテハナリマセウ、ソレ以上ノ
コトハ不斷ノ努力ニ依ツテ全ウセラ
レバナラスコトニナリマスルノデ、其
處ニ憲法改正案ハ規定ガ謂ハババ
ラバニ斷片的ニハナツテ居リマスル
ケレドモ、ソレヲ集メテ之ヲ理解スル
コトニ依リ、一方ニハ資本階級ノ義務
ガ明カニセラレ、他方ニ於テハ勤勞階
級ノ義務ガ理解出來ルヤウニナツテ居
ルモノト考ヘマス、サウシテ斯様ナ勤
勞階級ノ義務ノ中第一ニ茲ニ考ヘバ
ナラヌノハ調停ニ對スル處ノ立憲的
服務ノ義務ト云フコトデアリマス、勞
働組合ハ立憲的主張ヲ認メタト云フコ
トニナリマセウ、正當ナル爭議方法ノ
ミ許シテ居ルノデアリマスルカラ、爭
議ヲ爭議トシテ許シテ居ルノデハゴザ
イマセウ、是ハドコ迄モ「フェア・
プレー」、ドコ迄モ立憲的ノ民主的ナ
方法ニ依ツテ主張セラルベキ立憲的ノ
主張ニ止マラネバナリマセウ、併シナ

ガラ立憲の二物事ヲ主張スルト云フ民
主主義ノ半面ニハ、立憲的ニ服従スル
ト云フ精神ガナケラネバナリマセヌ、
自分ノ主張ニ依ツテ國家、社會其ノモ
ノ主張ヲ破リ、殊ニ産業ソレ自體ガ
危殆ニ陥ルト云フヤウナコトニナルナ
ラバ、ソレハ如何ナル意味ニ於テモ勞
働組合法ノ豫期シテ居ル處デハナイニ
違ヒゴザイマセヌ、此ノ點ハ今厚生大
臣カラ御説明ノアツタ通りデゴザイマ
ス、サウ云フ譯デ立憲的服従ノ精神ヲ
明カニスルニ付テハ、第一ニハ裁判所
ノ判決ニ立派ニ服従スルト云フ覺
悟ガナケレバナリマセヌガ、併シナガ
ラ爭議ノ解決ガ今差當リ裁判所ノ手ヲ
經テ明カニセラレルト云フコトノ避ケ
難イコトニナツテ居リマスル今日ニ
於テハ、廣イ意味ニ於ケル調停、
此ノ調整法ニ規定セラレテ居ル各
種ノ方法ニ對シテ寛容ナ、心ノ廣
イ立場デ以テ服従ノ精神ヲ發揮ス
ルト云フコトガ必要デアラウト思フ
ノデアリマス、斯ウ云フ即チ此ノ民主
的ト云フコトハ單ニ數ノ力ヲ持ンデ、
數ノ優越性ヲ主張スルト云フコトニ
ミ求メラレベキデゴザイマセヌノデ、
此ノ多數決ト云フコトガ誠ニ結構ナ方
法デアルガ、併シナガラ往々ニシテ不
幸ナ結果ヲ齎スコトニ鑑ミテ、自ら其
處ニ道理ト云フモノガドウ云フ風ニ支
配スルカト云フコトヲ反省シナケレバ
ナラナイ譯デゴザイマス、其ノ意味ニ
於テ第三者ノ健全ナル常識ニ依リ社會
ノ通念ヲ示ス所ノ判斷ニ付テハ、一方
ニ於テハ企業ソレ自體ノ原則ニ依リ資
本家、他方ニ於テハ同ジク企業ソレ自
體ノ原則ニ依リテ勤勞階級ガ穩カニ十
分誠意ヲ以テ服従スルト云フ立憲的服
從ノ精神ト云フモノガ考ヘラレバナ

ラヌ譯デアリマス、此ノ點ニ付テハ政
府ハドウ云フ風ニ御考ニナツテイラッ
シヤルコトデゴザイマセウカ、獨リ斯
ウ云フ法律ヲ拵ヘタト云フデケデナ
カ、裁判所ニ代ヘテ、形ノ上デ裁判所
ヨリ生溫イ所ノ此ノ法律デハアルガ、
併シナガラソレニ對シテ立憲的ニ服従
スルト云フ精神ヲ、一方ニ於テハ固ヨ
リ資本階級ガ、併シナガラ他方ニ於テ
ハ勤勞階級ガ十分覺悟ヲシナケレバ、
將來ノ我が國ノ産業ノ再建ト云フコト
ハ困難デアル、此ノ法律ノ運用ノ根本
ノ點ニ付テ政府ハドウ云フ風ニ御考ニ
ナツテ居ルカト云フ謂ハバ思想的ナ點
ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、是ガ實
問ノ第一點デアリマス、一體此ノ民主
主義ト云フコトハ英米就中我々ハ「イ
ギリス」ノ制度ヲ基ニシテ今日迄研究
致シマシタ、「イギリス」人ノ「サイコ
ロジイ」ノ中ニハ、其ノ多數決ニ依ッ
テ議決スル所ノ「パリアメント」、或
ハ「ハウス・オブ・コンモンズ」ガ主
「オムニボデーデンス」ヲ持ツト云フコト
ヲ考ヘナガラ、併シナガラ「イギリス」
特有ノ常識ト云フモノガアル「イギリ
ス」特有ノ「リゾナーブルネス」ト云
フモノガ大キナ働キヲ絶エズシテ居
ル、是等ハ常ニ自ラ調節節制ヲスルト
云フ所ニ「イギリス」ノ政治ノ妙味ガア
ルト云フコトニナルノデアリマス、マ
イカ、「イギリス」流ノ民主主義ヲ其ノ
儘輸入致シマスルト云フト、例ヘバ
「フランス」ニ於ケル色々ナ「イギリス」
トハ餘程様子ノ違ツタ事例ニ接シルノ
デアリマス、又「ドイツ」ニ於キマシテ
ハ從來ノ帝政制度ガ倒レテ、新タニ
「ソシアル・デモクラット」ガ政府ヲ取
ツテ、民主主義ヲ明カニ致シマス、其
其ノ民主主義ノ下ニ結局獨裁制ガ成立

シタ譯デアリマス、多數決ト云フ數
問題ノ裏ニ常識ト云フモノガドウ云フ
風ニ働クカト云フコトヲ豫定致シマセ
ヌト云フト、民主主義ノ將來ニ付テハ
相當ニ憂慮スベキモノガアリマスルノ
デ、從ツテ此ノ法案ガ成立スルコトハ
當然希望致シマスルガ、此ノ法案ト共
ニ政府ニ於テハ立憲的服従ノ精神ト云
フコトニ付テ相當ニ御計畫ガアルコト
ト考ヘマスルカラ、ソレヲ伺ヒタイト
思ヒマス、扱ソレニ關聯ヲ致シマシ
テ、私ハ憲法改正案ノ質疑ノ時ニ申シ
マシタ中産階級政策ト云フコトニ付テ
一言論ジ及フコトノ御許ヲ得タイト存
ジマス、此ノ調整法ニ於ケル各種ノ方
法ノ運用ト云フモノハ、要スルニ中産
階級ノ擔任ニナルモノト考ヘネバナリ
マセヌ、固ヨリ使用者側ノ代表者、及
ビ勤勞者側ノ代表者ト、ソレ等ノ代表
者ガ出マスノデアリマスケレドモ、其
「アンパイア」ニナル所ノ第三ノ眞中
ニ座ル所ノ判斷ハ、其ノ委員ノ責任ニ
立ツベキ人ハ、雙方ノ隔意ナキ立憲的
主張ヲ聽キナガラ、最後ノ判斷ヲスル
譯デアリマス、ソレハドウ迄モ健全ナ
ル訓練サレタル常識ノ持主デナケレバ
ナリマセヌカラ、勞働問題ニ對スル利
害關係ヲ離レタ所謂中産階級ト云フモ
ノニ責任ヲ負ツテ貰ハナケレバナラヌ
コトデゴザイマセヌ、中産階級ト云フ
モノガ如何ナル場合ニ於テモ健全ナル
社會ノ通念ノ持主シテ模範的ナルモ
ノデアリマス、サウシテ外國ノ立法例
ニ於テハ中産階級ノ保護保障ト云フコ
トガ二十世紀ニ於ケル憲法上ノ原則上
ノ一ツニナツテ居ルノデアリマス、不
幸ニシテ憲法改正案ニハ其ノ趣旨ガ見
エテ居リマセヌ、片方ニハ財產權ノ制
限ガ規定サレテ居リ、片方デハ勞働者ノ

團體交渉權ガ認めラレテ居ルト云フ程
度デ、中産階級ニ付テハ一言モ言ヒ及
バサレタ點ガゴザイマセヌガ、ソレニ
付テハ政府ノ御所見ハ如何カト私ハ申
上ゲタ、ノデアリマスガ、ソレニ付テハ
御答ガゴザイマセヌデシタ、併シナガ
ラ民主主義ノ構成ト云フコトニ付キマ
シテハ、一方ニ於テハ御承知ノ通り陪
審ト云フ問題ガアリマスガ、是ハ今日
ソレニ説キ及フハ餘リニ片寄ツタ問
題デアリマセウケレドモ、陪審ノ制
度、「イギリス」流ノ陪審ヲ元ニシテ之
ヲ日本のナモノニ建直シマスル爲ニ
ハ、陪審ノ構成ニ於テ中産階級ノ要素
ヲドウ云フ風ニ採入レルカト云フコト
ガ一ツノ問題デアリマス、又第二ニ、
我々ノ是カラ問題ニ致シマス、現ニ問
題ニナツテ居リマスル所ノ參議院ノ構
成ト云フモノハ、是ハ我が國特別ナル
問題デゴザイマスルガ、參議院ニモ職
能代表ノ趣旨ヲ入レバナラヌト云フ
コトガ各方面カラ主張サレテ居ル、固
ヨリ是ハ當然ノコトデアリマスルガ、
私ハソレニ加ヘテ中産階級ノ代表ト云
フモノガ、或形ニ於テ考案サレテ如何
デゴザイマスカタ斯ウ云フ積リデアリ
マスルガ、是ハドウ云フモノカマダ餘
リ世ノ中ノ議論ニ上ツテ居ラスヤウデ
アリマス、併シナガラ「アメリカ」ノ事
例ヲ申シマスルト云フト、「アメリカ」
ニ於テハ極端ナル自由競争カラ獨占生
活ニ陥ツテ、到頭ソコニ一種ノ經濟狀
況ガ現レマシタニ付テ、所謂「アンチ・
トラスト・ロー」ト云フモノガ發達シッ
ツアルノデアリマス、「アンチ・トラス
ト・ロー」ト云フモノガ今我が國ニ於テ
ハ、財閥解體ト云フ問題ニ現レテ居ル
經濟民主主義ノ一ツノ問題ニナツテ居
リマスガ、併シ「アンチ・トラスト・

ロー」ノ考エテ居ル所ハ獨占ノ産業組
織ヲ制限ヲシテ、ソコニ中産階級ヲ保
護スル、ソコニ自由競争ノ或取引ヲ許
スルコトハ、中産階級ノ健全ナル
成立ヲ許スルコトヲ趣旨ニアルノデアリ
マス、此ノコトハ我が國ノ將來ガ、或
ハ資本主義デアるか、或ハ修正資本主
義デアるか、或ハ社會主義デアるかト
云フ問題ヲ離レテ差當リノ問題トシテ
モ、我々ハ此ノ中産階級ノ保護、保障
ト云フコトハ、考ヘテ然ルベキデゴザ
イマセウ、稍々問題ノ軌道ヲ離レルヤ
ウデゴザイマスケレドモ、何レ遠カラ
ズ財產法ト云フ問題ガ我々ニ提供サレ
ル譯デアリマスルガ、此ノ財產法ニ於
テ中産階級ト云フモノガドウ云フ風ニ
取扱ハレルデアリマセウカ、此ノコト
ヲ政府ノ御伺ヒ申シタノデアリマシタ
ケレドモ、ドナタカラモ之ニ付テハ御
答ガゴザイマセヌデシタ、併シナガラ
茲ニ勞働關係調整法ニ付テ重ネテ申上
ゲマス、勞働關係調整法ノ將來ヲ擔フ
モノハ當事者ノ立憲的主張ト立憲的服
從トニ依ラネバナラヌモノガ多大デア
リマスルケレドモ、ソコニ一ツノ最後
ノ結論ヲ編ミ出スモノハ、中産階級カ
ラ出テ居ル所ノ調停委員デナケレバナ
ラヌト云フコトヲ考ヘルノデアリマス
ルガ、サウ云フコトヲ根本トシテ、政
府ハ中産階級政策ト云フコトニ付テド
ウ云フ風ニ御考ニナツテ居ルカ、中流
階級政策ト云フコトハ稅法カラ始リ、
陪審ニモ及ビ、參議院ノ構成ニモ及
ビ、其ノ他色々ナ方面ニ互ル所ノ廣イ
問題デアリマス、併シナガラ今茲ニ調
停ト云フ誠ニ重大ナル問題、此ノ勞働
問題ヲ解決スル方法トシテノ裁判所以
下、形ニ於テハ裁判所以下デアリマス
ルガ、其ノ實踐ニ於テハ裁判所以上ノ

重サヲ持ツベキ此ノ組織ニ關聯ヲシテ、政府ハ中流階級政策ト云フコトヲドウ云フ風ニ御考ニナツテ居ルカ、重ネテ御伺ヒ致シタイと思フデアリマス、此ノ調整法ハ、調整ノ擔任者タル其ノ中流階級ニ對シテ、斯クノ如キ重大ナル責任ヲ豫定スルモノト考ヘラレタルデアリマスガ、ソレハ一口ニ申シマスレバ、先程申シマス通り、健全ナル社會ノ通念ヲ代表スル者トシテノ中流階級ト云フコトニナルノデゴザリマスルケレドモ、此ノ調停ト云フモノガ假令直接ニ法律ノ規定ニ依ツテ判斷ヲ以テ事ガ全ウセラル、モノト考ヘテハナリマス、ソレハ一方ニ於テ大イニ智慧ヲ要スルノデアリマス、ボンヤリシタ普通ノ常識デハアリマセヌ、私ハ健全ナル常識、訓練サレタ常識ト云フ言葉ヲ申シマシタガ、併シ常識ヲ超エタ所ノ一ツノ智慧ガナケレバナリマセヌ、獨リ斯クノ如キ智慧、要スルデケデハゴザリマセヌ、他方ニ於テハ能力ヲ必要ト致シマス、此ノ調停委員ガ如何ナル能力ヲ持ツカニ依ツテ事ガ決ルノデアリマス、是ハ右ノ顧ミ左ニ振リ向キフラノシテハイカス、何處迄モ自分ノ正當トシ正義トシ合理的ナルモノトシテ、企業ノソレ自體ノ爲ニ考ヘル所ノ其ノ結論ヲ、勇敢ニ發表スルデケノ能力ヲ必要トスルノデアリマス、固ヨリ此ノ問題ノ解決ニハ益ガ要リマセウ、豫算ノ問題デハアリマセウガ、豫算ヲ超エテノ智慧ノ問題デアルト云フコトヲ我々考ヘネバナリマセヌシ、又智慧ノ問題ヲ超エテ人間トシテ重大ナル決意ヲ要スル能力ノ問題デアルト思ヒマス、私ハ千九百二十六年ノ春「ヨーロッパ」ニ居リマシ

テ、見學調査ヲ致シテ居リマシタガ、其ノ時ニ或法律ガ出來マシタ、此ノ法律デハ勞働爭議ト云フモノハ、何處迄モ爭議ヲ勇敢ニシロ、爭議ニ付テハ何等ノ制限ヲ加ヘナイ、併シナガラ「ストライキ」ト「ロックアウト」ハ産業ノ阻害ニナルカラ是ハ許サヌ、ヤルデケヤツタ以上ハ之ヲ勞働裁判所ニ持チ出セ、勞働裁判所ハ、裁判官ハ一人、資本家代表ヲ一人、勞働者代表ヲ一人、此ノ三人ヲ以テ組織シタル控訴院ニ於テ判斷ヲスル、此ノ判斷ハ絕對ニ決定的ナルモノデアル、ソレニ違反スル時ニハ重大ナル刑罰ヲ科スル、斯ウ云フ法律ガ出マシタ、ソレハ四月八日頃デアリマシタ、私ハ之ヲ御土產ノ一ツニ致シマシタ、サウシテ當局ニ報告ヲ致シマシタ、斯クノ如キ法律ヲ見マシタ、サウシテ其ノ法律ヲ作ツタ當局ニ馳ギマシタ處ガ、自分ノ國デハヤレルと思フト云フ返事デアリマシタガ、我が國ニ於テハ調停以上ニ斯様組織ヲ御考ニナル餘地ハゴザリマセヌカト報告致シマシタ處ガ、是ハ固ヨリ公式ノ話デハゴザリマセヌケレドモ、我ガ國ノ裁判官ニソレデケノ見識トシレデケノ責任心、能力トヲ、果シテ今待チ設ケルコトガ出來ルデアラウカ、裁判所ハ、兎ニ角法律ハ斯ウナツテ居ルカラト云ツテ裁判ヲスル傾キガアツテ、自分ノ判斷ノ責任ヲ法律ニ讓ツテシマフ癖ガアル、是ハ固ヨリ法律ヲ尊重シナケレバナラヌ精神カラ云ツテ大切ナコトデハアルガ、併シナガラ斯様裁判所ノ精神ノ下ニハ、智慧ト云フモノノ足リナサト、能力ト云フモノノ不足ト云フコトガ考ヘラレノデ、昭和ノ初メニ於ケル所ノ日本ノ現狀トシテハ、其ノ立

法例ヲ我が國ニ考慮スル餘地ガナイ、斯ウ云フ返事デアリマシタ私ハ退リマシタ、併シナガラ段々ト時局ガ斯様ニ進展致シマシタ今日ノ我々ニ於テハ、勞働關係調整法ノ運用ニ於テハ、斯様ナ智慧ト斯様ナ能力トヲ有スル所ノ適當ナル第三者ヲ得ナケレバナリマセヌ、斯様第三者ヲ得ルニ付テハ、サウ云フ人ヲドウ云フ風ニ取扱フカト云フコトモ問題ニナル譯デゴザリマスルノデ、中流階級政策ニ關聯シテ、此ノ調停委員ノ見識、智慧及ビ能力即チ責任トノ關係ニ付テ、政府ハドウ云フコトヲ御考ニナツテ居ルカ、之ヲ第三ノ質疑トシテ申上ゲテ見タイと思ヒマス、此ノ法律案ハ、勞働組合法カラ更ニ此ノ法律ニナリ、勞働法カラ更ニ勞働基準法ニナルト云フ、勞働法ノ三ツノ車ガ順序ヨク發達シテ行クニ付テハ、進化ノ階段ニ於ケル一ツノ連結環デアリマス、此ノ連結環トシテ私ハ重要視致シテ居リマス、私ハ唯象牙ノ塔ニ立テ籠ツテ純粹ノ理論ノ研究ヲ致シテ居リマス者デアリマスルカラ、誠ニ誠ニ不束勞働問題ノ現狀ニ即シタ議論ヲ致ス能力ガゴザリマセヌ、併シナガラ斯様ニ物ノ道理ヲ考ヘテ居ルコトガ、幾分デモ御探リ上ゲニナルコトガ出來ル餘地ガゴザリマスルナラバ、其ノ點ニ關スル政府ノ御所見ヲ伺ヒタイモノト考ヘマス（拍手）

【國務大臣河合良成君登壇】
○國務大臣（河合良成君） 今ノ御尋ニ御答ヘ致シマス、第一ノ問題ハ立憲的服従ト云フヤウナ趣旨ニ付テノ御尋デアリマシタ、此ノ問題ハ牧野博士ノ御意見デハ、國家ノ公權權ト申シマスガ、ト云フヤウナ一ツノ考ト、ソレカラ憲法上ニ於ケル個人權ト申シマスカ、サウ云フヤウナ問題トノ關聯性ニ互ル御趣旨ノヤウニ拜承シテ居ルノデアリマスガ、サウ云フ觀點カラ率直ニ申上ゲマス、勤勞ノ權利義務ト云フヤウナ問題ノ實質的ノ政府ノ考及ビ之ニ對スル政府ノ政治トシテノヤリ方ト云フコトニ付キマシタハ、大體牧野博士ノ御議論ト同感デアリマシタ、其ノ趣旨ニ副ウテヤルベキモノダト云フ風ニ考ヘテ居リマス、唯嚴正ナ、法律の解釋ニナリマス、此ノ前ノ憲法ノ御質問ノ時ニ御答ヘ致シタト同様ニ、多少法律上ノ解釋ニ違ツタ點ガアルト云フ風ニ感ジテ居リマスルガ、何レニシマシテモ勤勞者ノ生活保障ト云フコトニ對シテハ、憲法上之ヲ努メナケレバナラヌト云フ政府ノ責任ヲ持ツテ居ル譯デアリマス、是ガ「ソ」聯ノ憲法ニ於ケル義務デアルト云フコトト多少法律解釋ハ違ツテ居リマスルガ、政治ノ實際ニ於ケルマシタハ殆ド同ジコトダト思ツテ居リマス、現ニ只今政府ノヤツテ居リマスル生活保護、失業對策其ノ他ニ對スル政策ハ、國家ノ許ス範圍ニ於テ、財政ノ許ス範圍ニ於テ「ベスト」ヲ盡シテ居ルト云フコトデアリ、又サウ云フ風ニ憲法ヲ解釋シ、サウ云フ風ニ法律ヲ制定シテ行クノガ日本ノ現狀ニ於テ最モ適切ナリト云フ信念ノ下ニヤツテ居ル次第デアリマス、ソレカラ企業ソレ自體ノ原則ト、此ハ勞働權トノ關係ニ付テ重ネテノ御尋ノヤウニモアリマシタガ、是ハ矢張り資本ト經營トハ法律ノ制度如何ニ拘ラズ、事實上分離シツアルト云フ現實ノ事實ハ、是ハ否定出來ナイノデアリマス、其ノ經營權ト勞働權トノ關係ト云フコトニ付キマシタモ、只今經營協議會、其ノ他ノ制度ニ於テ問題ノ融合

一致ヲ進メテ居ルト云フ現實ノ事實モアルノデアリマス、ガ、大體ハ契約ノ原則ノ下ニ置イテ居リマシタ、法制上是ガ渾然一致スルコト云フ態勢ニ迄行ツテ居リマセヌ、併シナガラ政治ノ將來ノ見透シカモ知レマセヌガ、健全ナル社會化ト云フヤウナ線ニ向ツテ、政治ノ理想ハソレヲ目標トシテ進ミツ、アルト云フコトハ、是モ申上ゲテ宜カラウト思ツテ居リマス、サウ云フ意味ニ於テ立憲的服従ト云フコトヲ總テ解釋シテ掛ラナクチャナラヌノデアリマスルガ、此ノ立憲的服従ト云フ點ニ於キマシタハ、裁判所ハ勿論ノコト、或ハ勞働委員會ト云フモノガアリマシタ、總テ此ノ勞働問題ノ調停ノ局ニ當ルノデアリマスルガ、特ニ勞働委員會ガ仲裁ヲ爲ス場合等ニ於キマシタハ、殆ド強制的ノ效力ヲ持ツテ居ル次第デアリマス、又全體ガ民主主義的ノ立場ニ於テ此ノ問題ヲ處理シテ行クト云フヤウナ所ヲ綜合的ニ考ヘマシタ、矢張り事實上ニ於キマシタハ、國家ノ公權權ト云フモノガ相當高調サレナケレバナリマセヌカラ、其ノ線ニ沿ウテ、ソコニ勞働者モ、資本家モ立憲的服従ト云フ事實上ノ觀念ガ出テ來ルデアルト云フ風ニ解釋シテ居リマス、殊ニ資本家ノ「サボ」場合ノ如キニ對シマシタ、今度ハ物資調整法ト云フモノヲ用意シテ居リマスルガ、是モ何レ本院ニモ提案サレルコトト思ツテ居リマスルガ、ソレ等ニ付キマシタ、矢張り政府ガ生産命令ヲ出シテ、生産「サボ」場合ニ處スルト云フヤウナ途ヲ持ツテ居リマス、サウ云フ時ニハ勿論ソレハ資本家ガ服從シテ行カナクチャナラヌト云フ建前

ニナツテ居リマス、サウ云フ風ニ立憲の服従ト云フ意味カラ見マシテ、サウ云フ線ニ沿フテ相當物ハ進行シツ、アル事實ハアリマス、併シナガラ大體今度ノ憲法ナリ、勞働法規ノ立テ方ハ、政府ニ於テハ大體ニ於テ消極的立場ニ立ツテ居リマス、矢張り個性ノ完成、個性ノ自覺ト云フコトヲ中心ニ、ソレヲ一番大キナ問題トシテ、或ハ是ハ十九世紀トカ、或ハ昔ノ人權擁護ノ立場ヲトカ云フ色々議論ガアルニモ拘ラズ、大體ト致シマシテハ、個性ノ完成ト云フコトヲ中心ニシマシテ、政府ト云フ立場ハ、今迄戰時中ニヤツテ居リマス、全體主義的ノ立場カラ見マシテ、餘程後退シタ消極的ノ性格ニ於テ萬事ヲ律シテ居ルト云フコトハ疑ヒナイコトダト存ジテ居リマス、ソレカラ其ノ次ノ問題ハ、中産階級ニ關スル問題デアリマシタガ、是ハ私ノ擔當致シテ居リマス、仕事ノ範圍ヲ多少脱スル點ガアルカモ知レマセタガ、此ノ機會ニ於テ私ノ所懷ヲ申述ベマスルガ、大體ニ於テキマシテ、只今ハ矢張り健全ナル中産階級ノ建設ト云フ面ニ向ツテ、政府ノ方針ハ進ンデ居ルト申シテ、宜カラウト思ツテ居リマス、第一ハ富ノ分配ノ關係デアリマスガ、是ハ財閥ノ解體、財產稅ト云フヤウナ問題「インフレーション」ト云フモノノ進行ハ、言フ迄モナク富ノ分配ニ變更ヲ來スノデアリマス、斯ウ云フ風ニシマシテ、富ノ分配關係ガ非常ナ變動ヲ受ケツ、アルト云フコトハ、是ハモウ現實ノ事實デアリマス、併シ其ノ結果、或ハ却テ一部ニ富ノ集ルト云フ現象モアルノデアリマス、集レドモ、此ノ地方ニ集ツタ富ト都會ニ集ツタ富ト云フヤウナコトハ、是ハ又多分時ノ經過デ、自然

ニソコヲ統制ガ目ヲ求メラレノデハナカラウト云フヤウニ考ヘテ居リマス、サウ云フ富ノ分配ノ、積極的の或ハ已ムヲ得ザルニ出デタ結果ノ富ノ分配ガ段々變ツテ來ルト云フコトガ「ツ、ソレカラ工業ノ形態ニ於テキマシテ、マシテ、サウシテ中小工業ガ非常ナ發達ヲ遂ゲテ行ク、又遂ゲナクチャナラズト云フ只今ノ經濟事情ニナツテ居リマス、ソレカラ勞働者問題ニ對シマシテハ、先程申シマシタヤウニ、法律トシテ勞働者ヲ經營ニ參加サセルト云フコトハ、積極的ニハ認メマセスケレドモ、事實問題トシマシテハ、勞働者ヲ經營者ノ二段、地位ヲ向上サセテ行クト云フコトハ、是ハ目標トスル所デアリマス、又「プロフィット・シェアリング」其ノ他ノ方法デ段々サウ云フ風ニナツテ行クコトガ宜イト思ヒマス、サウ云フ風ニ勞働者ノ地位ヲ段々向上サセテ行クト云フコトガ、一ツノ目標デアリマスカラ、出來レバ中産階級の生活水準ニ達シサセタイト云フコトヲ矢張り考ヘテ居リマス、ソレカラ農民ノ問題ニ付キマシテモ、只今農地法其ノ他ノ關係ニ於テ段々地主階級ニ變化ヲ受ケマス、耕種權ヲ農民ニ與ヘルト共ニ、矢張り國際情勢ノ變化ニ伴ヒマシテドウシテモ農業ノ高度化ト云フコトヲ目標ニシテ行カスト、唯食糧ヲ増産スルコト云フデケノ目標デナク、ドウシテモ「インフレーション」ノ農業ニ行カナケレバナラスト云フコトハ疑ナイコトデアリマス、是モ矢張り農民ヲ出來ルダケ中産階級の生活ノ水準ニ上ゲタイト云フコトヲ目標ニシテ居リマス、大體此ノ立テ方ハ矢張り中産階級ノ獎勵ト云フコトニナツテ

行クト私ハ存ジテ居リマス、サウ云フ意味ニ於テキマシテ、勞働爭議ノ問題ノ解決ニ付キマシテモ、中産階級のノ者ガソコニ重大ニシテ公正ナル發言權ヲ持ツト云フ方法ニ努メテ行キタイ、只今ハ好ムト好マザルト拘ラズ、矢張り勞働者ト經營者ノ對立シタ階級のノ形ニナツテ居ルコトハ、是ハ已ムヲ得ヌコトデアリマス、勞働委員會ノ組織ノ如キモ、矢張り勞働者ト資本家、經營者ノ代表ノ外ニ一般ノ第三者ヲ入レマシテ、サウシテ會長其ノ他ハ第三者デヤラセマシテ、第三者ノ公正ニシテ冷靜ナル批判、サウシテ特ニ中産階級ナリ又輿論ヲ「バック」トシタ批判ニ依ツテ此ノ問題ヲ處理シテ行キタイト云フ方ニ今現在進ンデ居リマス、只今ノ勞働委員會ハ組合法ガ出來テ間モナイコトデアリマシタ、勞働團體ノ結成等ガ遅レマシタ爲ニ、多少政府ガ力ヲ添ヘテ作ツタ形ニナツテ居リマス、近イ内ニハ全ク法律ノ期待シタ形ニ拵ヘテス積リデアリマスガ、其ノ點ニ於テキマシテモ第三者ト云フモノノ位置ヲ餘程重大ニ考ヘテ行ク考デ居リマス、又調停委員ノ性格モ此ノ線ニ沿ヒマシテ、出來ルダケ堅實ナ市民ノ性格ヲ持ツタ常識ノ豐富デ、殊ニ其ノ上ニ博士ノ御指摘ノ如キ相當ノ智ヲ持ツタ人ヲ之ニ加ヘテ、サウシテ「リスト」ヲ作ツテ、勞働爭議ノ度毎ニ其ノ「リスト」カラ抜イデヤツテ行クト云フヤウナ御趣旨ニ副ツテ調停委員會ノ性格モ決メタイト云フ考デ居リマス

名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス
○子爵秋田重季君 賛成
○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス
〔根本書記官朗讀〕
勞働關係調整法案特別委員
公爵三條 實春君 侯爵東郷 彪君
侯爵鍋島 直泰君 伯爵壬生 基泰君
子爵秋月 種英君 子爵松平 乘統君
子爵高木 正得君 子爵大久保教尙君
子爵三宅 直胖君 桑木 嚴翼君
牧野 英一君 吉田 久君
男爵松本 本松君 男爵渡邊 修二君
男爵山根 健男君 男爵山名 義鶴君
男爵中村 徹雄君 種田 虎雄君
我妻 榮君 正田貞一郎君
竹中藤右衛門君 中山 太一君
片倉兼太郎君 秋田 三一君
古垣 鐵郎君
○議長(公爵徳川家正君) 次會ノ議事日程ハ、決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時十五分散會

貴族院議事速記第二十一號正誤	頁	段	行	誤	正
一三	四	三	「輸入若ハ」	「輸入若ハ」	「輸入若ハ」
一四	四	三	「輸入業者」	「輸入業者」	「輸入業者」
一五	五	一	「輸入業者」	「輸入業者」	「輸入業者」
一六	一	八	經營上	經營上	經營上

定價 一部 七十錢
發行所 東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇圖書課
振替東京一九〇〇〇圖書課